

豊岡市社会教育基本計画(素案)

2023年12月22日

第3回豊岡市社会教育基本計画策定委員会

1 計画の構成

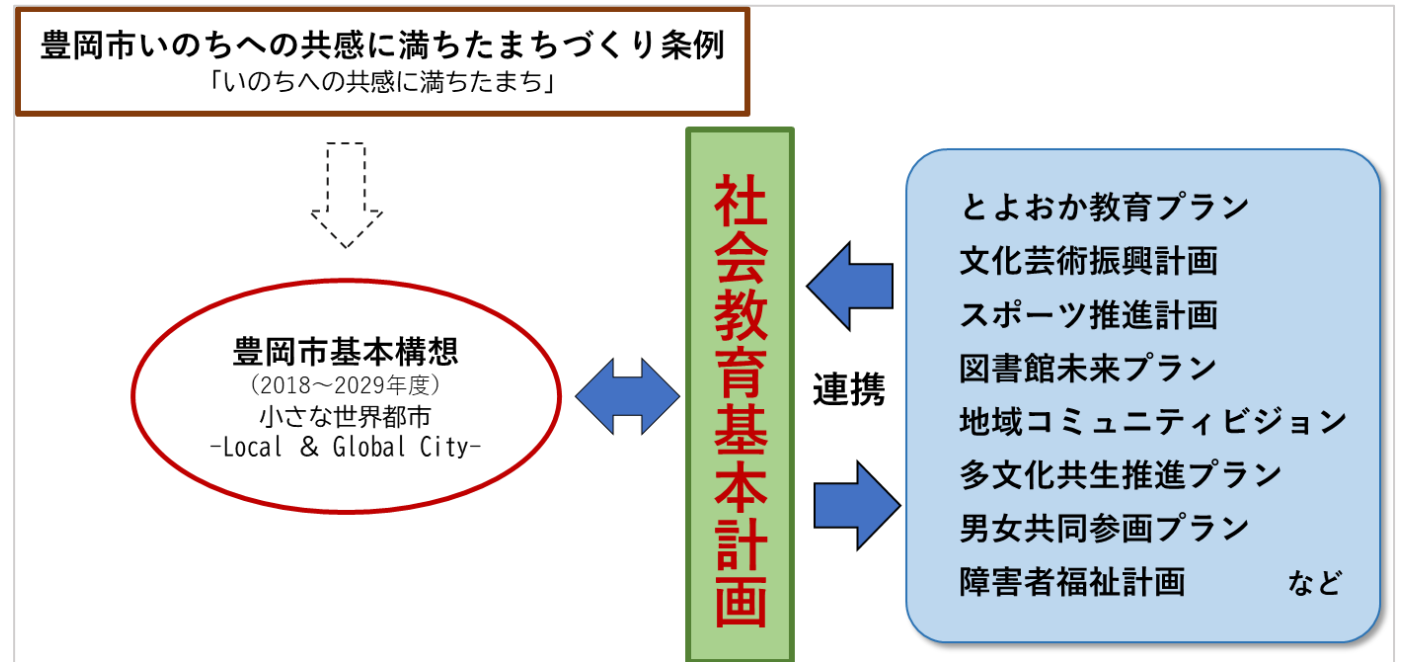
第1章 計画の概要	1 策定の趣旨（目的） 2 社会教育の定義 3 計画の位置づけ 4 計画の期間	
第2章 計画策定の背景	1 今日の社会情勢	(1) 国・県の動向 (2) 社会情勢の変化
	2 市の現状と課題	(1) 人口・世帯の状況 (2) 豊岡市のめざすまちの将来像 (3) 地域コミュニティの現状 (4) 社会教育の現状
	3 市の社会教育の取組と課題	* 関連諸計画での取組、実績及び課題
第3章 基本理念・基本方針	1 基本理念（めざす姿） 2 基本方針（目標）	* 市の社会教育の方向性 * 基本理念を実現するための方針(目標) * 施策の展開
第4章 計画の推進	1 推進体制 2 進行管理	

2 計画の位置づけ

○位置づけ

- 「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、「豊岡市基本構想」を上位計画とする。
- 上位計画にある「めざすまちの将来像」を踏まえ、市の社会教育の推進に関する基本的方向性（理念）や社会教育行政が果たす役割を示す「個別計画」とする。
- 社会教育施策を総合的に推進するため、他部局の関係施策を実施する際の指針とし、関連諸計画等と連携・協働し、整合性を図る。
- 本計画の策定にあたっては、関連諸計画等から社会教育に関連するものを抽出し、計画の中で再構成する。

※市では、社会教育に関する分野ごとに各種計画等を策定し施策等を実施している。関連諸計画の策定にあたっては、幅広い意見を聴くため、市民や学識経験者、関係団体の代表者等で構成する委員会等を設置し策定している。



*豊岡市基本構想

…まちの将来像並びにその実現のための重点的な課題及び取組みの方向を示す12年間の指針

3 計画の期間

○計画の期間

- ・計画は、2024年度から2028年度までの5か年計画とする。
- ・関連諸計画との整合を図る必要があるため、長期的な目標をもつ。
- ・この5か年は本計画の基盤整備のための期間とし、庁内連携体制の強化と社会教育の普及を行う。

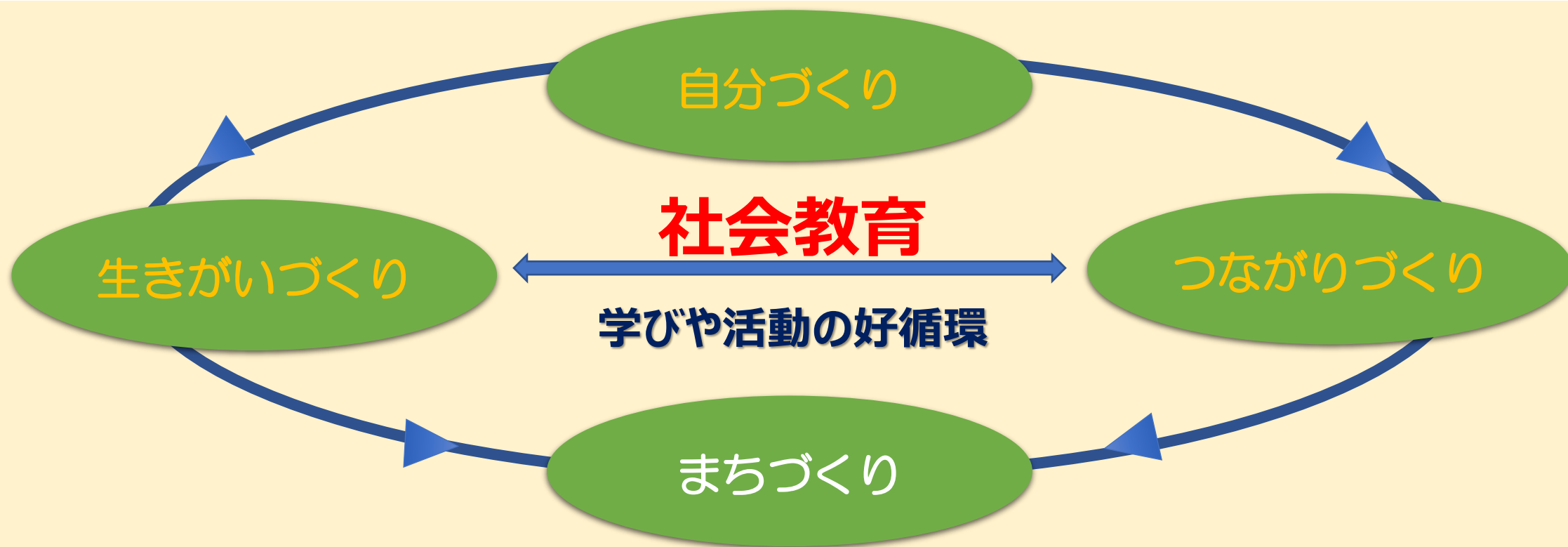
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
基本構想												
社会教育基本計画												
とよおか教育プラン												
文化芸術振興計画												
スポーツ推進計画												
図書館未来プラン												
地域コミュニティビジョン												
多文化共生推進プラン												
男女共同参画プラン												
障害者福祉計画												

4 基本理念

○ 基本理念（めざす姿）：学びや活動の環境づくり

学びや活動の好循環による

「自分づくり・生きがいづくり・つながりづくり・まちづくり」の推進



5 基本理念の考え方①

「社会教育」を基盤とした、 自分づくり・生きがいづくり・つながりづくり・まちづくり

社会教育の役割や機能には、

地域住民一人一人が学びや活動を通して、自分らしさや個性を発揮できる「自分」づくり

地域住民の学びや活動から生じる喜びや活力によりもたらされる「生きがい」づくり

地域住民の学びや活動を通して、住民相互が育む信頼や連帯を基礎にした「つながり」づくり

地域住民の学びや活動がまちの課題解決や活性化につなぐ、活力ある「まち」づくり

という意義があり、社会教育は個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つものである。

人口流出による人口減少や少子高齢化は、地域コミュニティの担い手不足を招き、まちの持続可能性を阻んでいる。若い人が住みたくなる、活力あるまちづくりのために、住民自らが主体的に地域運営に関わり、魅力を創出していく必要がある。そのために、学びや活動の好循環を生み出すことのできる社会教育の役割に大きな期待が寄せられている。

社会教育行政は、社会や個人の変化に敏感でありつつ、豊岡市の地域の状況を踏まえながら、地域住民それぞれが「自分づくり・生きがいづくり・つながりづくり・まちづくり」に取り組めるよう、多様な学びと活動を支援していく。（環境醸成）

5 基本理念の考え方②

豊岡市では、2012年「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を制定し、この条例では「命は限られている」「命は支え合っている」「命はつながっている」の三つの視点に立って、まちづくりの基本的な柱や長期目標を定めている。

また、豊岡市基本構想は、めざすまちの将来像を「小さな世界都市-Local & Global City-」とし、以下の6つの主要手段を推進力としてその実現に向けて取り組んでいる。

- ①自然との共生が徹底されている。
- ②地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている。
- ③優れた文化芸術が創造され、人々が楽しんでいる。
- ④多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている。
- ⑤内発型の地域産業がすくすくと育っている。
- ⑥子どもたちが地域への愛着を育み、豊岡で世界と出会っている。

市民一人一人が生き生きとした生活を送るとともに、市民自らの力によるまちづくりを進めることは、そこに住む若者や豊岡を離れた人、豊岡以外の地域に住む人に、豊岡に住みたいという魅力の一つにもなる。

*「小さな世界都市」とは、人口規模は小さくても、ローカルであること、地域固有であることを通じて世界の人々から尊敬され、尊重されるまちを意味する。



出典：豊岡市基本構想

6 基本方針(1) 学びや活動を通した「自分づくり」

【めざす姿】

自分の興味関心に応じた学びや活動の場に参加することで、豊かな自分づくりを行う。

【背景】

多文化共生社会を迎え、私たちはこれまで以上に自分らしさ（＝個性）を発揮することがますます重要性を増すとともに、多様な他者の受容が求められている。私たちには多種多様な興味関心があり、学びたい・活動したいという欲求は漠然と持っている。自分らしさや個性は、興味関心に基づく学びや活動によってもたらされることが多い。

【具体的な姿】

個々人の興味関心に応じた学びや活動に参加することで、地域における自分らしい在り方を見出すことができる。それは同時に他者への寛容性を育むことにつながり、豊岡市民としての資質が高まる。

- ・「学びや活動」は、地域住民が充実した日々を送ることを可能とするとともに、個性をも磨くことになる。
- ・「学びや活動」を通して身に付けた成果は、自分自身の存在意義や自己有用感を大きくする。
- ・「学びや活動」によって、地域住民は互いの個性や多様性を認め合い、信頼関係を築くことになる。

【施策】

情報提供を含めた多様な学びの機会を提供するとともに、学んだ成果を生かせる活動の場の提供も拡充させるために、豊岡市内外のネットワークづくりを充実させる。

差別や偏見のない共生社会を目指して、多様な人々への理解を深め、豊かな心を育む学習機会を提供する。

6 基本方針(2) 学びや活動を通した「生きがいづくり」

【めざす姿】

学びや活動を通して「やりがい」や「生きがい」を感じられるようになる。

【背景】

人生100年時代を迎え、健康寿命の延伸が課題となっているが、「生きがい」が健康の秘訣であることは論を俟（ま）たない。また、技術革新による高度情報社会の到来によって、私たちを取り巻く環境は様変わりしてきた。人と人との直接的な結びつきは必須ではなくなりはじめ、それによって孤立化に拍車がかかっている。「生きがい」とは個人が感じるものではあるが、同時に「社会における関係性」から生じていることも念頭に置く必要がある。

【具体的な姿】

地域の魅力の一つに、高齢期を生き生きと心豊かに暮らすことがあげられる。個人として研究課題を持ち、深く探究することにより生きがいを感じる生き方もある。学びや活動を共有し、何事も助け合いながら過ごすことに価値を見出す人もいる。「生きがい」をキーワードに、一人一人が大切にされるまちづくりをめざす。

- ・「学びや活動」の社会的意味が承認され、社会の側から積極的に「生きがい」を付与するまちづくりを進める。
- ・「生きがい」は「働きがい」でもあるため、「働きがい」の延長線上に、「学びや活動」が位置づくような発想、取組も必要である。

【施策】

「生きがい」をテーマとした学習会を開催し、「生きがい」の再定義や「生きがい」の発掘を行う「参加型講座」などを開設し、改めて超高齢社会の在り方を検討する。（高齢者のみを対象とするのではなく、全世代参加の講座とする）

6 基本方針(3) 学びや活動を通した「つながりづくり」

【めざす姿】

これからのまちづくりを支える関係づくりとして、個々人の興味関心に基づく「学びや活動」により人と人がゆるやかにつながりあっている。

【背景】

地域コミュニティの再生が求められる背景には、核家族化や少子化など社会状況やライフスタイルの変化など、地域を取り巻く環境が多様化・複雑化し、住民の関係性や地域とのつながりの希薄化や孤立化がある。

【具体的な姿】

地域住民一人一人の学びや活動を通して、個性を磨き自己を高めることは必要であるが、継続したり意味ある活動に発展するには「つながりづくり」が必要である。地域で支え合い、協働でまちづくりをするには、住民同士の信頼関係の構築、すなわち「つながりづくり」が不可欠となる。

また、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に地域住民が関わることで、住民が新しいつながりをつくり、「地域とともにある学校づくり」の土壌となることも期待できる。まちづくりはそれぞれの持ち場（得意分野）で力を発揮してもらうことが自然な形であり、ひとつのまちづくりの方向性となり得る。「つながりづくり」を通して、地域の活性化が進む環境を整えていく。

- ・「学びや活動」の成果を持ち寄ることで、地域における人と人のつながりが自然とできる。
- ・「楽しい」が根底にある「学びや活動」によるつながりは、ゆるやかなネットワークを築きやすい。
- ・気持ちある住民が仲間になり協働することで、地域の活力が高まることが期待される。

【施策】

多様な場を利用して「学びや活動」の成果を生かし、つなぐ取組を意識的に設けていく。

社会教育関連施設は、地域住民の「学びや活動」の場であり、交流を深める場でもあり、利用しやすい環境を整える。

6 基本方針(4) 学びや活動を通じた「まちづくり」

【めざす姿】

「学びや活動」を通してできた「自分づくり」「生きがいづくり」「つながりづくり」によって、前向きで（しなやかな）持続可能なまちづくりに寄与する。

【背景】

まちの担い手は他でもない地域住民である。まちは地域住民の参画によって形づくられるのであり、その参画は協働できる仲間によって効果が最大となる。しかし、人口減少や少子高齢化が地域コミュニティの持続可能性に黄信号を灯している。若い人が住みたくなる、活力あるまちづくりに向けて、地域住民の主体的な参画が欠かせない。できるだけ多くの住民が自分の得意分野で積極的に関わられるよう、「学びや活動」を軸とした「まちづくり」へと展開したい。

【具体的な姿】

地域住民の主体性を引き出す「まちづくり」への転換を図る。社会教育における「学びや活動」の延長線上にある「まちづくり」を行政の垣根を越えて創出することで、地域の活力も高めることをめざす。

- ・「学びや活動」とつながる学習支援活動やボランティア活動を開拓する。
- ・ゆるやかな「つながりづくり」から生じる「まちづくり」活動を支援する。
- ・団体やグループでの自主的な活動を支援し、「まちづくり」につながる取組を支援する。

【施策】

地域課題の解決や地域の活性化を促進するために、地域住民が学びや活動を通じて、市民意識を高め、必要な知識・技術等を身につけ、その成果を社会参画やボランティア活動につなげていけるような学習機会や場を提供する。

7 計画の推進（役割）

○ 役割

(1) 地域住民

- ・ 地域活動や地域行事など各種活動に積極的に参加する。
- ・ 地域や地域課題、子どもや学校の活動に関心を持ち、関わる。
- ・ 様々な価値観、生活スタイル、個性を持った多様な人々がいることを理解する。
- ・ 自らの学びや活動を地域や他者のために生かそうとする。（自分の得意分野で力を発揮する）

(2) 地域、地域にある組織や団体

- ・ 地域の実態やニーズに合った学びや活動を検討する。
- ・ 地域活動や地域行事、学習活動に社会教育の理念を取り入れる。（見直す）
- ・ 障害の有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、誰でも参加しやすい学びや活動の機会を提供する。
- ・ 誰でも活躍できるような組織や運営体制を検討する。
- ・ 学びや活動の成果を生かせる場を作る。
- ・ 地域で子どもを育てることを意識し、子どもたちが地域で活動できるような機会を設ける。
- ・ 学校、家庭と連携・協働し、相互に育ち合いながら地域全体で活動に取り組む。
- ・ 学びや活動からのつながりづくりや、そのつながりが広がっていく取組を行う。

7 計画の推進（役割）

(3) 家庭

- ・ 子どもが地域の学びや活動に参加することの必要性を理解し、参加を促す。
- ・ 保護者自身が地域の活動に積極的に参加し、その姿を子どもに見せる、伝える。
- ・ 保護者が地域で子どもを育てることを理解し合い、協力し合う。

(4) 学校

- ・ 「地域とともにある学校」づくりの取組を進めるため、地域に開かれた学校を推進する。
- ・ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等を通じて、地域住民の関わりを広げる。

(5) 行政

- ・ 社会教育への理解促進とともに地域住民の関心を高め、学びや活動への参加を促す環境整備と働きかけを行う。
- ・ 地域の実態や課題、ニーズを把握し、市民が求める情報を入手しやすい体制を構築するとともに、多様な学びや活動の機会を提供する。
- ・ 地域と学校、子どもが関わることの重要性について保護者の理解を図る。
- ・ 高校、大学、NPO法人、企業等との連携を検討し、新たな地域の担い手を育成する。
- ・ 市の施策、事業等の実施、計画・プラン等の更新(改定)にあたっては、本計画の理念を踏まえる。

8 計画の推進（体制）

○推進体制

- 市の社会教育の理念について、市民への理解促進を図り、情報共有に努め、市全体で取り組む。
- 計画の推進にあたっては、地域住民・地域・家庭・学校・行政、さらに、社会教育関係団体、青少年団体、NPO法人、大学、企業など、多様な主体と連携・協働しながら効果的な施策の展開を推進する。

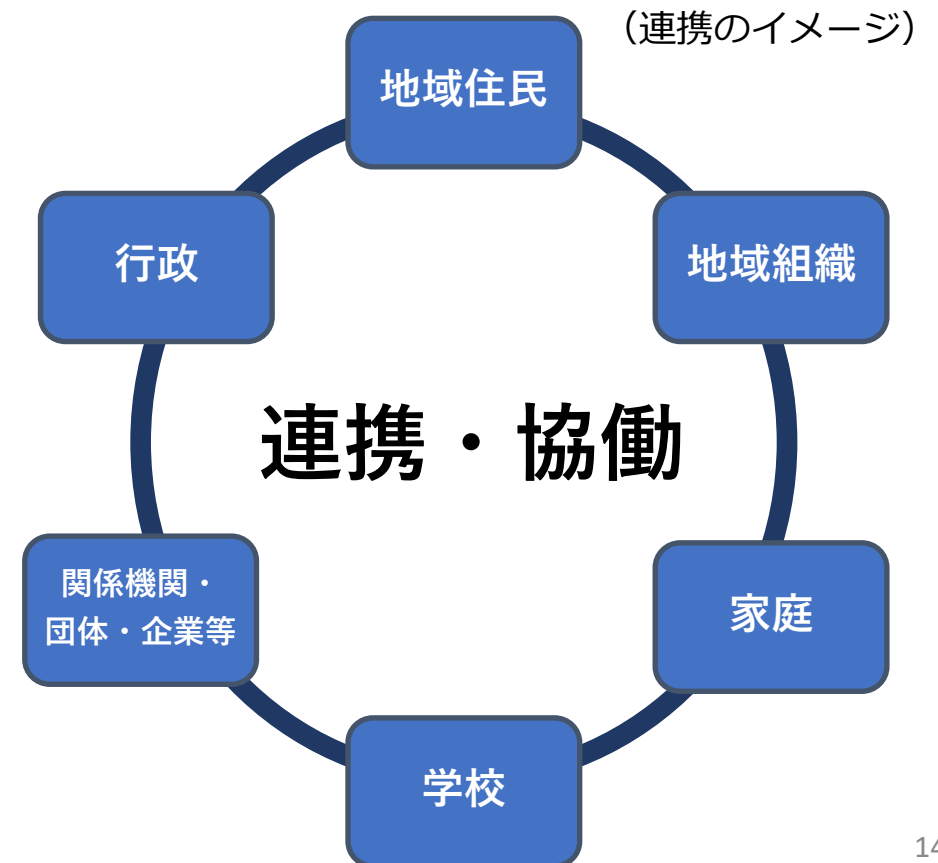
- 庁内推進体制の強化

計画の推進にあたっては、教育委員会（社会教育課）が中心となり、庁内で情報を共有し、関係部署との連携を強化する。

- 推進会議（仮称）の設置

施策等に対する意見等を聴き、効果的な施策の展開を行うため、社会教育関係者、学校教育関係者、関係団体等関係者、保護者、学識経験者等で構成される会議（委員会等）の設置を検討する。

※関連諸計画の中には、関係者で組織された委員会等を設置し、毎年、各事業の評価、意見聴取等を行っているものもある。



9 計画の進行管理

○ 進行管理

施策の実施にあたり、PDCAマネジメントサイクルを活用して、毎年度、進捗状況の把握に努め、点検・評価を行い、課題等を明らかにして改善を行うことで、翌年度以降の取組に反映させていく。

各事業の所管課において、（社会教育に関連する）事業の進捗状況、課題等をまとめ、評価を行い、社会教育課が聞き取りを行い共有し、事業推進を図る。

